

ひと目で分かる

最近の不正取引の手口と窓口での見極め方

ここでは、最近の不正な金融取引を紹介するとともに、窓口においてどのように不正な取引を見極めればよいかを図解します。不正取引を見逃さないように、しっかりとチェック方法・ポイントを理解しておきましょう。

●犯罪をめぐる不正取引は窓口でこう見極めよう

①お客様からの取引申込みの受付

お客様からの取引申込みに対し、必要な書類等に不備や不足がないか確認したうえで受け付けます。取引時確認が必要な特定取引（例えば口座開設や200万円超の大口現金取引、10万円超の現金送金など）の場合は、公的な確認書類や取引の目的がきちんと申告・提示されていることを確認しましょう

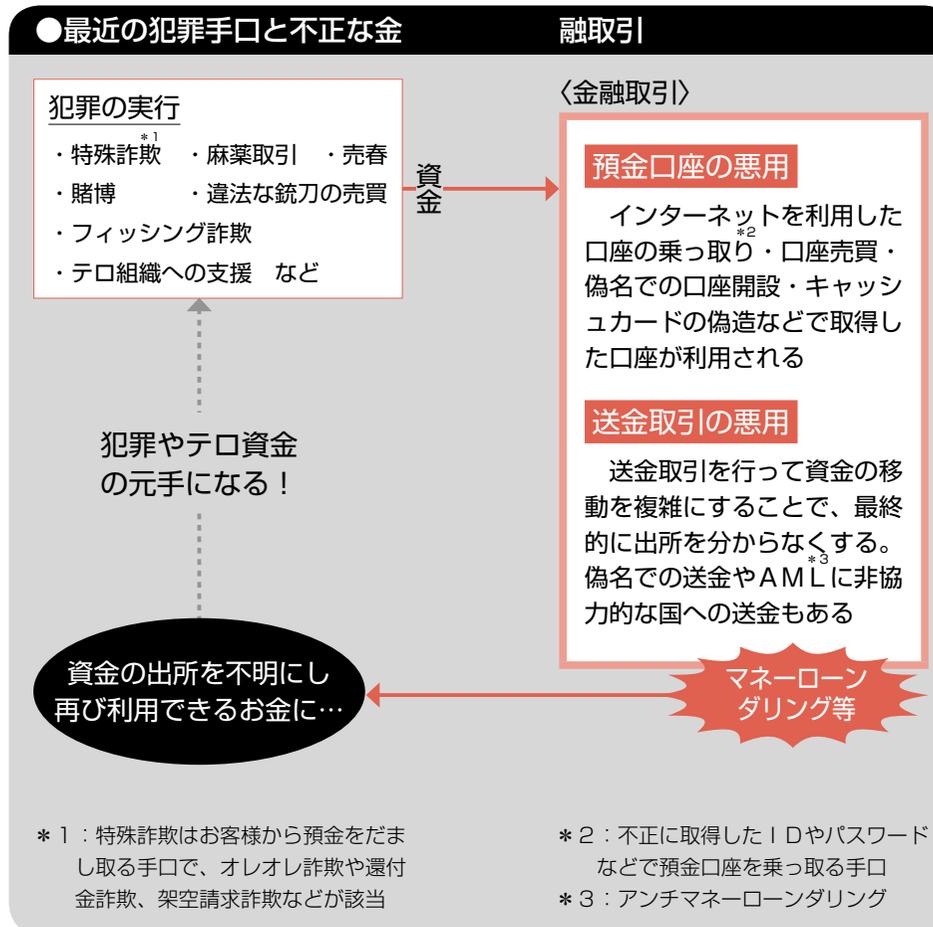
②取引内容の合理性のチェック

取り受けた書類や過去の取引状況などをもとに、以下のような観点で怪しいところはないか検証します

- ・提示書類に偽造はないか
- ・申告の内容に偽りはないか
- ・お客様の様子に不自然なところはないか
- ・職業や年齢、取引目的等を勘案して、不自然なところはないか
- ・一般的な金融取引と比べ、異常なところはないか
- ・生活・行動を踏まえ経済面で合理的か
- ・金融庁作成・公表の「疑わしい取引の参考事例」と見比べ、該当する取引にあたらぬか
- ・自行車導入のアンチマネーローダリング（AML）システムでアラートはないか



取引に合理性あり



不自然さ等を察知した場合

③お客様への慎重なヒアリング

犯罪による収益の可能性を察知したときには、より具体的に話を聞き確認します。場合によっては、当該取引に関わる証拠書類を提示してもらうことも必要です

*結果、疑いがないと判断した場合、その理由をきちんと記録に残さなければなりません

犯罪に関わる疑いあり

取引に合理性あり

⑤取引不成立（謝絶）

取引時確認を拒絶したり、犯罪による収益の疑いが濃かったり、反社会的勢力に該当したりすれば、法令等に抵触することを理由に取引を断りましょう

④手続きの実施・完了

*クロとはいえずグレーのような先は「要注意先」として登録することも必要

⑧金融庁への「疑わしい取引」の届出

本部から、金融庁に「疑わしい取引」の届出書を提出します。届出書には、対象取引の年月日・場所、業務内容、お客様の氏名・住所、届出理由等を記載します

警察による捜査へ

⑦本部への「疑わしい取引」の報告

犯罪による収益の疑いがある取引について、お客様の様子や対応時の経緯、「疑わしい取引」との判断に至った理由などを詳細に本部の担当部署に報告します



のちに疑わしい取引に該当

⑥モニタリング

取引成立後も怪しい資金の動きはないかチェック。要注意先は特に慎重に行います